

～ 交流及び共同学習の取組をさらに進めるために ～

「副次的な籍」について

交流及び共同学習は、特別支援学校に在籍する子どもたちと小中学校に在籍する子どもたちが共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築するうえで、重要な教育活動として位置づけられています。

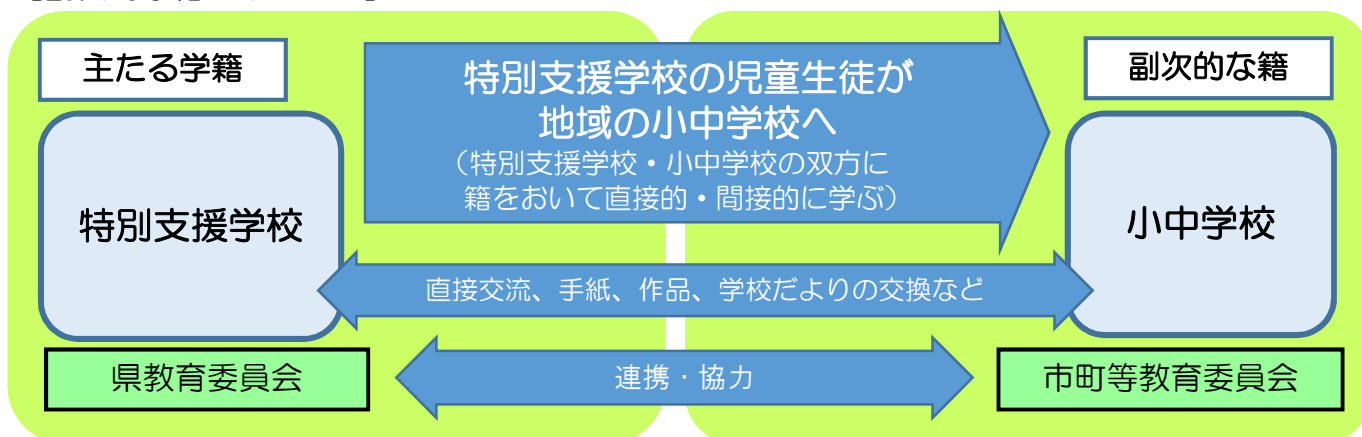
特に、特別支援学校の児童生徒にとっては、小中学校や高等学校の児童生徒と共に活動することが自立と社会参画を促進し、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ、最も重要な機会となります。

学校や地域において障がいについての理解促進を図るうえで、交流及び共同学習の重要性は一層高まると考えられることから、本県では共生社会の実現を目指して交流及び共同学習の充実を図るために、「副次的な籍」の取組を進めます。

【副次的な籍とは？】

- 副次的な籍とは、「県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流をとおして、居住する地域において学習する機会の充実を図る」という取組であり、主たる学籍は県立特別支援学校に置き、居住する小中学校にも副次的な籍を置くものです。

【副次的な籍のイメージ】



※本人・保護者の希望を踏まえて実施

【副次的な籍を進めるうえでのポイント】

持続可能であること

●無理なく続けることができる学びであること

- ・たとえ短時間であっても、息の長い取組を積み上げていくことが大切です。本人はもちろんのこと、保護者・小中学校・特別支援学校のいずれにも過度な負担がかからないように配慮する必要があります。
- ・一度に多くのことに取り組むのではなく、中・長期的な見通しを持って進めます。

相互理解を深めること

●お互いを尊重した学びであること

- ・互いを知り理解するためには、実際にふれあう機会を設定することが大切です。
- ・直接ふれあうことが困難な場合は、ICTなどオンラインを活用したり、手紙や作品等を交換したりするなど、間接的に交流することもできます
- ・両校の児童生徒が、お互いを理解し尊重して学べるよう、学習内容を工夫します。

【副次的な籍による効果】

- 障がいのある子どもにとっては、学校を卒業した後も、様々な人々と共に助け合っていく力となり、積極的な社会参加につながります。
- 障がいのない子どもにとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援をしたりする行動や、人々の多様なあり方を理解し、障がいのある人と共に支え合うことにつながります。

【●小中学校の取組例】

- ・特別支援学校の子ども用の机やイス、ロッカー、下駄箱など準備し、学級の一員として迎えます。
- ・オンラインによる図工の授業で作成した作品などを教室に掲示します。
- ・行事の案内状や学級通信等を自宅に届けます。
- ・活動をとおして、仲間意識を育てます。

【●特別支援学校の取組例】

- ・オンラインやビデオ等を活用して、特別支援学校での学習の様子を紹介します。
- ・児童生徒の様子を伝えるため、交流を行う前に出前授業を実施します。
- ・特別支援学校の児童生徒に、小中学校に机やイス等があることを伝え、所属意識を育てます。

今までの交流及び共同学習と内容が異なるものではなく、子どもたちの関係性を深化させるものです。

【取組についてのQ&A】

Q 小中学校までの送迎や付添いは、誰が行うのですか。

A 小中学校までの送迎は、保護者で行っていただきますが、引率は、原則、特別支援学校の教員が行います。特別支援学校の指導体制により教員の引率が難しい場合は、保護者了解のもと、保護者付添いを依頼する場合があります。その際は、事前に当日の学習内容等について、特別支援学校が丁寧に説明し、保護者了解のもと進める必要があります。

Q 副次的な籍の取組は、直接的な交流だけですか。

A 特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒が、直接触れ合い共に学ぶ機会をつくるのが大切であり、大きな意義があります。しかし、直接的な交流がすべてではなく、児童生徒や両校の実態に応じて、作品や手紙、ビデオ交換などの間接的な交流を行ったり、ICTを活用してオンラインで行ったりすることも有効です。新型コロナウイルス感染症の状況もふまえ、内容や方法等は工夫する必要があります。

Q 教育課程上の位置づけはどうなりますか。

A 特別支援学校と小中学校間で内容を十分に検討し、特別支援学校の教育課程に位置付けて取り組みます。児童生徒の実態に応じて、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の授業として計画的に実施し、適切な評価を行います。

Q 交流及び共同学習は、年間何回実施するのですか。

A 回数や時間は、子どもたちの実態やニーズに合わせて設定します。子どもはもちろんのこと、保護者や各学校の負担にならないよう、計画することが大切です。直接触れ合う交流だけでなく、オンラインを活用するなどにより、長く続けられる方法や内容を工夫してください。

Q 交流授業等をより充実した内容にするためには、こういったことに注意する必要がありますか。

A 大切なことは、学校間の事前の打ち合わせです。実施にあたっては、それぞれの学校の教員、児童生徒、保護者など活動に関わる者が、取組の意義や目的、評価等について十分に理解し、共通認識を持って進める必要があります。また、事前・事後の指導を行ったり、活動の目標の達成状況を適切に評価したりすることで、さらに活動の充実を図ることができます。

【副次的な籍に関するお問い合わせ】

三重県教育委員会事務局 特別支援教育課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2961

FAX 059-224-3023